

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 大阪市税務事務システム等機種更新業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システム（以下「システム」という。）は、システム機器の保守期限である平成平成 27 年 1 月の本稼働に向け、総合評価一般競争入札（平成 23 年 11 月 25 日入札公示）により業者を選定し、平成 24 年度より新システムの再構築を行い、平成 27 年 1 月にリリースを行った。システムの再構築に際しては、課税の適正・公平化、税収の確保という基本理念に基づき、賦課から収納、滞納整理、決算、統計、証明書発行までの一貫性のある総合的なシステムを構築するという観点から、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通、基盤）のソフトウェア開発を行ってきた。

平成 27 年 1 月以降は、地方税法の改正や番号制度の導入に伴うシステム改修を実施する等の運用保守を行っているところであるが、現在稼働中のシステム機器については、平成 31 年 12 月末に保守期限が到来する予定であり、平成 32 年 1 月以降のシステム稼働に当たっては、システム機器の入れ替えとそれに伴うシステム移行が必要不可欠な状況であることから、本業務を実施するところである。

システムを利用したテスト実施やシステム整備を行うにあたっては、本市独自のクライアント・サーバ方式による開発を実施してきている経過から、各業務システム間の連携構成をはじめ、本市ネットワーク基盤（業務系ネットワーク・統合基盤システム等）との関連性等に熟知・精通した業者でなければ、ソフト及びハード障害時の影響範囲調査や即時対応が困難となり、その結果、証明書発行等の市民サービスを行ううえで著しい支障が生じるおそれがある。

また、システムの変更によるデグレードの発生は税務事務に支障をきたすことになることから、税システムの安定的かつ円滑な運用を図ることができる業者は、税務事務及びシステム内容、開発時のノウハウ等を熟知し、保守・運用を行っているシステム再構築業者のみである。

さらに、税務事務情報については、そのほとんどが個人情報にあたるが、システム再構築・運用保守業者であれば、開発時から情報の適正な管理が徹底されているとともに、運用保守での実績もあり、情報管理の観点からも信頼性が高いと言える。

以上のことからシステムの内容及び開発のノウハウ等を熟知するシステム再構築・運用保守業者の株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

5 根拠法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既

に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係)にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務)

・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号 (W2:既に調達をした物品等(以下この号において「既調達物品等」という。))又は既に契約を締結した特定役務(以下この号において「既契約特定役務」という。))につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき)

6 担当部署

財政局税務部管理課(システムグループ) (電話:06-6208-7778)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 市税事務所入退室管理設備保守点検業務委託（梅田市税事務所 外 5 施設）

2 契約の相手方

パナソニック E S エンジニアリング株式会社

3 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

4 随意契約理由（選定理由）

本設備は、パナソニック E S エンジニアリング株式会社が機器設置を行ったもので、点検業務の実施及び故障原因の解析にあたっては、当初の機器設定の状況を的確に把握しているなど専門的な見地及び技術が必要であり、機器設置業者でしか適切な履行が確保できない。上記のことから、当初の入退室管理システムの機器設置業者であるパナソニック E S エンジニアリング株式会社と随意契約を行う。

5 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G3:測量、設計、設備・機器等の補修（修繕）・修理・保守管理、又は各種調査・分析等において、特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務）

6 担当部署

財政局税務部管理課（管理グループ）（電話：06 - 6208 - 7793）

随意契約理由書

1 案件名称

なんば市税事務所清掃業務委託

2 契約の相手方

株式会社ビケンテクノ

3 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

4 随意契約理由（選定理由）

大阪市なんば市税事務所が入居するO C A T(大阪シティエアターミナルビル)については、ビル清掃・ごみ処理規則第 3 条 2 により「清掃を外注する場合は、指定業者と契約する。」とされていることから、管理会社の指定する株式会社ビケンテクノと随意契約を行うものである。

5 根拠法令

地方自治法施行令第167 条の 2 第 1 項第 2 号

(G 2 : 法令等の規定により履行できるものが特定される物品または業務)

6 担当部署

財政局税務部管理課（管理グループ）（電話：06-6208-7742）

随意契約理由書

1 案件名称

弁天町市税事務所清掃業務委託

2 契約の相手方

株式会社ビケンテクノ

3 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日

4 随意契約理由（選定理由）

大阪市弁天町市税事務所が入居する大阪ペイタワーについては、管理規則により、「管理会社が指定する清掃業者と契約すること」とされていることから、ビル管理会社が指定する株式会社ビケンテクノと随意契約を行うものである。

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号（G2：法令等の規定により履行できる者が特定される物品または業務）

6 担当部署

財政局税務部管理課（管理グループ）（電話：06 - 6208 - 7776）

随意契約理由書

1 案件名称

プレミアム付商品券事業に係る税務事務システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所関西支社

3 履行期限

平成31年9月30日(月)

4 随意契約理由(選定理由)

本市税務事務システム(以下「システム」という。)は、システム機器の保守期限である平成27年1月の本稼働に向け、総合評価一般競争入札(平成23年11月25日入札公示)により業者を選定し、平成24年度より新システムの再構築を行い、平成27年1月にリリースを行った。システムの再構築に際しては、課税の適正・公平化、税収の確保という基本理念に基づき、賦課から収納、滞納整理、決算、統計、証明書発行までの一貫性のある総合的なシステムを構築するという観点から、各業務システム(宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通、基盤)のソフトウェア開発を行ってきた。

本案件は、平成31年10月から実施される消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起するため、低所得者・子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券の発行・販売等の事業(プレミアム付商品券事業)の実施に当たり、平成31年度の市町村民税における非課税又は未申告のお知らせを行うことを目的として、税務事務システムで保有する課税情報の抽出機能並びに既存ネットワークを利用した連携機能を新たに構築するものである。

システム整備やシステムを利用したテスト実施にあたっては、本市独自のクライアント・サーバ方式による開発を実施してきている経過から、各業務システム間の連携構成をはじめ、本市ネットワーク基盤(業務系ネットワーク・統合基盤システム等)との関連性等に熟知・精通した業者でなければ、ソフト及びハード障害時の影響範囲調査や即時対応が困難となり、その結果、証明書発行等の市民サービスを行ううえで著しい支障が生じるおそれがある。

また、システムの変更によるデグレードの発生は税務事務に支障をきたすことになるこ

とから、税システムの安定的かつ円滑な運用を図ることができる業者は、税務事務及びシステム内容、開発時のノウハウ等を熟知し、保守・運用を行っているシステム再構築業者のみである。

さらに、税務事務情報については、そのほとんどが個人情報にあたるが、システム再構築・運用保守業者であれば、開発時から情報の適正な管理が徹底されているとともに、運用保守での実績もあり、情報管理の観点からも信頼性が高いと言える。

以上のことからシステムの内容及び開発のノウハウ等を熟知するシステム再構築・運用保守業者の株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

5 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

6 担当部署

財政局税務部管理課（電話：06-4256-5245）

随意契約理由書

- 1 案件名称
税務事務における先端技術を活用した業務改善検討支援業務委託
- 2 契約の相手方
アクセンチュア株式会社
- 3 契約期間
平成 31 年 4 月 1 日～平成 31 年 11 月 29 日
- 4 随意契約理由（選定理由）

現在、税務事務を取り巻く環境としては、経済活動の変化に応じた税制改正による制度の複雑化等がある一方、職員数の見直し、業務の外部委託化をはじめとした業務の効率化により正規職員が減少傾向にある。こういった状況において、税務職場における「働き方改革」を進める上で「業務効率化」と「スマート化」への取り組みが急務となっており、そのためには、AI-OCR や RPA、CTI 等（以下「AI-OCR 等」という。）といった先端技術を積極的に活用した抜本的な見直しが求められている。AI-OCR 等の導入にあたっては専門的な知識や、技術開発動向等に係る最新情報を踏まえた上で導入検討を進める必要があり、確実に業務改善効果を生み出すためにも、当該ノウハウを持った事業者による支援が不可欠である。

主な業務支援内容としては、本市税務事務システムへの AI-OCR 等の導入に関して、対象業務の洗い出しを行い、動作環境及び税務事務に適合するソフトウェア等の選定支援を行うことであるが、本市税務事務システムは汎用的なパッケージ製品ではなく、すべての要素を個別に最初から開発するフルスクラッチ開発による独自開発システムであるため、AI-OCR 等との連携を検討するにあたっては、本市税務事務システムや関連する本市統合基盤システム並びに税務事務におけるシステム適用状況を熟知した事業者による支援が必要となる。これらに該当する事業者としては、現行税務事務システムの開発事業者又は開発時のコンサルティング業務請負事業者が挙げられる。さらに、自社製品に偏らない客観的視点からの幅広いツールを視野に入れた支援が必要である。

上記の条件を満たす事業者としては、平成 21 年度から平成 26 年度にかけて税務事務システム再構築プロジェクトにおいて基本方針策定、税務事務におけるシステム適用範囲の判定も含めたシステム要件定義及び開発工程管理に係るコンサルティング業務を受託することで現行の税務事務システム及び税務事務を熟知しており、自社製品に偏らない客観的視点からの幅広いツールを視野に入れた支援が可能なコンサルティング事業者であるアクセンチュア株式会社となる。

また、同社においては、税務事務システムが稼働するために必要なプラットフォーム（環境）である大阪市統合基盤システムに係るセンター運用業務を現在履行中であり、最新の統合基盤システムの状況についても熟知している。

これらのことから、アクセンチュア株式会社と特名随意契約を締結する。

（参考）

- ・ AI-OCR...Artificial Intelligence-Optical Character Reader
人工知能による学習機能付き、光学式文字読み取り装置
- ・ RPA...Robotic Process Automation
仮想的労働者による工程の自動化
- ・ CTI...Computer-Telephony-Integration
コンピューターと電話の統合

5 根拠法令

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G3：特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき）
- ・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号（W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき）

6 担当部署

財政局税務部課税課（個人課税グループ） （電話：06-6208-7751）

随意契約理由書

- 1 案件名称
平成 31 年度 大阪市税務事務システム（個人市民税システム）改修等業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社 日立製作所 関西支社
- 3 履行期間
平成 31 年 4 月 1 日（月）から平成 32 年 3 月 31 日（火）

4 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システムは、システム機器の保守期限である平成 27 年 1 月の本稼働に向け、総合評価一般競争入札（平成 23 年 11 月 25 日入札公示）により業者を選定し、平成 24 年度より新システムの再構築を行い、平成 27 年 1 月にリリースを行った。

システムの再構築に際しては、課税の適正・公平化、税収の確保という基本理念に基づき、賦課から収納、滞納整理、決算、統計、証明書発行までの一貫性のある総合的なシステムを構築するという観点から、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通、基盤）のソフトウェア開発を行ってきた。

一方、次の理由によりシステムの整備要件が発生しているところであり、通常の保守・運用の中での対応が困難であることから、別途契約による対応が必要である。

【平成 31 年度適用税制改正等への対応】

平成 31 年度適用税制改正により、配偶者控除の定義変更及び配偶者特別控除に係る配偶者の前年合計所得金額の上限の見直し等が行われた。これに伴い、税額計算を正しく行うため、税務事務システムにおける配偶者及び配偶者特別控除を適用する場合の控除額の細分化や、新たな配偶者区分の創設等のシステム改修について、平成 31 年 3 月末まで対応を行ってきた。平成 31 年 4 月以降については、当該システム改修機能に係る品質確保を目的とした運用テスト等の対応を実施する必要がある。

【平成 33 年度適用税制改正等への対応】

平成 33 年度適用税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除及び基礎控除等の改正が行われた。この基礎控除等の改正については、非課税基準や扶養親族の定義など、税額計算を行うにあたっての抜本的な改正であり、また、本市条例規定事項である減免規定にも影響を及ぼすものである。これらについては、課税処理の広範囲に影響があることから、適正・公平かつ効率的・安定的な課税を実現するため、計画的に、税務事務システム（個人市民税システム）に係る改修及びテストを実施する必要がある。

【データ標準レイアウト改版への対応】

番号制度の導入に伴い、平成 29 年 7 月より情報提供ネットワークシステムによる他団体との情報連携が開始されており、連携項目については、全国の自治体が共通して適用するデータ標準レイアウトにより定められている。当該データ標準レイアウトの改版に伴い、情報連携に向けた運用テスト・連携テスト等を実施する必要がある。

システム整備やシステムを利用したテスト実施にあたっては、本市独自のクライアント・サーバ方式による開発を実施してきている経過から、各業務システム間の連携構成をはじめ、本

市ネットワーク基盤（業務系ネットワーク・統合基盤システム等）との関連性等に熟知・精通した業者でなければ、ソフト及びハード障害時の影響範囲調査や即時対応が困難となり、その結果、証明書発行等の市民サービスを行ううえで著しい支障が生じるおそれがある。

また、システムの変更によるデグレードの発生は税務事務に支障をきたすことになることから、システムの安定的かつ円滑な運用を図ることができる業者は、税務事務及びシステム内容、開発時のノウハウ等を熟知し、保守・運用を行っているシステム再構築業者のみである。

さらに、税務事務情報については、そのほとんどが個人情報にあたるが、システム再構築・運用保守業者であれば、開発時から情報の適正な管理が徹底されているとともに、運用保守での実績もあり、情報管理の観点からも信頼性が高いと言える。

以上のことからシステムの内容及び開発のノウハウ等を熟知するシステム再構築・運用保守業者の株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

5 根拠法令

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）
- ・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号（W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき）

6 担当部署

財政局税務部課税課（個人課税グループ） （電話：06-6208-7751）